

# 児童扶養手当について

## 【平成23年度の手当額について】

○ 児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。

※ 年金の物価スライドと同じ取扱い

○ 平成23年度の手当額は、平成22年の消費者物価指数が平成17年の指数を0.4%下回るため、法律の規定に従って以下のとおりとなる。

・手当額[月額] (△0.4%)

|      | (平成22年度)       |   | (平成23年度)       |
|------|----------------|---|----------------|
| 全部支給 | 41,720円        | → | 41,550円        |
| 一部支給 | 41,710円～9,850円 | → | 41,540円～9,810円 |

## 【父子家庭への支給拡大等について】

○ 平成22年8月より父子家庭にも対象拡大を図ったところ。

円滑な支給事務に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。更なる制度の周知にご努力いただきたい。

○ また、受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うなど、引き続き児童扶養手当の適切な運用をお願いする。